

施策	具体的な事務事業	平成23, 24年度(実績)	平成25年度												平成26年度				平成27年度 ～32年度	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	7月	10月	1月		
排出事業者に対する施策	1 排出事業者への指導を充実	事業者への立入指導 業務計画、マニュアルの作成 ガイドブックの作成	立入指導件数 【23】499件 【24】291件 24内訳(建設リサイクル届出現場156, PCB保管事業場29, 多量排出事業場6, 不適正処理関係79)ほか 【24】業務の分析, マニュアル案作成 【24】「廃棄物の適正処理ガイドブック」の作成(25.3) 【24】産廃チェック制度の創設	効果的な立入指導の実施と指導体制の確立 通報等に対応するとともに, 毎月15～25件程度を目安に立入り マニュアルの作成, 完成 実施, 点検 マニュアルの見直し 実施, 点検 配布・啓発 配布・啓発 26年度業務計画策定												業務計画やマニュアルに基づき指導				
	2 委託処理が適正にされていることを実地確認するよう啓発		【23】【24】立入指導時に随時啓発 【24】産廃チェック制度の創設	事業者への立入指導の際に併せて啓発 上記立入調査時に状況に応じて啓発, 効果的な啓発方法を検討												業務計画やマニュアルに基づき指導を推進				
	3 リサイクル施設情報の提供	京都府産業廃棄物3R支援センターへの参画	【23】「京都府産業廃棄物減量・リサイクル支援センター」発足(23.6), 本市は構成団体として参画センターが法人化し「一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター」設立(24.3), 本市は正会員 【24】引き続き連携	京都府産業廃棄物3R支援センター等との連携 継続												継続				
	4 3Rや適正処理に積極的に取り組む排出事業者に対する認証制度の創設	産廃処理・3R等優良事業場認定制度の創設・運用	【23】制度創設に向けた検討を開始 【24】「産廃処理・3R等優良事業場認定制度」(産廃チェック制度)の創設(25.3)	制度の周知, 運用 制度スタート, チェックシートの配布 優良認定申請の受付 審査 認定・公表 制度の周知, 審査マニュアルの整備, 公表方法の検討												効果的な制度の推進 実施・周知				【28】 継続認定事業場の表彰
	5 建設リサイクル法の円滑な運用	建リ法対象現場に対する立入調査 再資源化等実施状況報告書提出指導	立入指導件数 【23】195件 【24】156件 (分別状況, 再資源化委託先, アスベストの有無などの確認) 報告書提出件数【23】1,971件 【24】1,836件	継続 継続												継続 継続				
	6 PCB廃棄物の適正保管・適正処理の指導	PCB保管届出・適正処理指導 JESCO登録指導 微量PCB汚染電気機器等把握支援事業(補助金交付)	届出件数 【23】1,199件 【24】1,004件 立入指導件数(保管・移動状況の確認ほか) 【23】59件 【24】29件 届出受理時等にJESCO登録を指導 ※ 【24】政令改正により処理期限延長 28年7月→39年3月 【23】29社(40事業場)282台 ※当該事業は23年度で終了(21年度:3社8台, 22年度:11社43台)	PCB保管届出受付期間 継続 PCB保管届出データ入力 PCB保管届出を基に立入指導 (事業終了)												継続				
	7 産業廃棄物保管用地の監視	業者委託を含めた監視パトロール 保管用地届出制度の周知・運用	継続実施(約110箇所) 届出件数 【23】14事業者16箇所 【24】6事業者6箇所 【23】法改正に伴う制度周知	継続 継続												継続 継続 継続				
	8 違反行為に対する厳正・迅速な対応	立入指導等 大岩街道周辺の重点監視	不適正処理に係る立入指導件数 【23】189件(不法投棄関係28件, 野外焼却関係102件, 保管基準関係29件, その他30件) 【24】79件(不法投棄関係15件, 野外焼却関係26件, 保管基準関係12件, その他26件) 大岩街道周辺地域の事業者への指導件数 【23】126件(野外焼却40件, 堆積62件, その他(粉じん・騒音等)24件), 【24】34件(野外焼却14件, 堆積10件, 不法投棄1件, その他(粉じん・騒音等)9件)	継続 一斉立入り(関係局と合同で実施) 継続												継続 継続				
処理業者に対する施策	1 優良な処理業者の育成に向けた情報公開(排出事業者への情報発信)の推進	産廃処理業者情報公表制度の創設・運用	【23】(法による「優良産廃処理業者認定制度」の施行(23.4)) 「産廃処理業者情報公表制度」の創設(24.3) (「自主行動計画制度」の廃止) 【24】公表制度による報告書の公表(6件)	「産廃処理業者情報公表制度」の周知・定着 報告書提出, 情報活用の働き掛け 報告書の情報更新 HPのリニューアル												効果的な制度の推進 継続				
	2 積替保管施設・処理施設への定期的な立入指導の実施	中間処理施設, 積替保管施設の立入指導 ダイオキシン類の行政検査 ミニ埋立処分場の水質検査 法に基づく定期検査	【23】処理業者の80事業場(延べ100回), 自己処理施設5箇所への立入り 【24】処理業者の60事業場(延べ110回), 自己処理施設3箇所への立入り 【23】【24】焼却施設4箇所(うち処理業者2箇所)の燃え殻, 排ガス等の検査(11～12月) 【23】【24】安定型最終処分場1箇所(自己処理施設)の浸透水等の検査 【23】埋立処分場2箇所(上下水道局関連)の検査 【24】焼却施設2箇所(關京都環境保全公社, 京都大学医学部付属病院)の検査	立入指導体制の確立, 優良処理業者育成の観点からも実施(情報の整理等) 市内各施設への立入り ダイオキシン類の行政検査(3箇所) 水質検査 焼却施設の検査(1箇所)												継続実施 継続 継続 継続				

